

実効性のある避難を確保するための土砂災害対策検討委員会（第2回） 議事要旨

平成30年10月31日（水） 10:30～12:30

中央合同庁舎3号館 1階 水管理・国土保全局 A会議室

【土砂災害警戒情報に関して】

- ・土砂災害警戒情報の発表基準は、災害が起こっても起こらなくても毎年検証することをルーティン化した方が良いのではないか。
- ・市町村の避難勧告等の発令を支援するシステムを広げていくための支援が必要なのではないか。
- ・土砂災害警戒情報が発表されたが災害が何も起こらなかった場合に、結果的に外れたけれども本当は危険な状態であったことを住民に理解してもらうための取り組みが必要なのではないか。

【避難に関して】

- ・避難勧告発令時の対応を家の場所・状態、住民の特性に応じて個別に考えていくべきであり、これを地区防災計画に反映すべきではないか。
- ・避難のきっかけとなるトリガーは土砂災害警戒区域内でも谷出口、扇状地の末端など箇所毎に違うため、箇所毎の違いを踏まえた地区防災計画を考えるべきではないか。
- ・地区防災計画は計画の策定経験がないと難しいため、計画策定には当面県や国の支援が必要ではないか。また、地区防災計画は地区により自主的に作成される計画であるため、計画策定を働きかける取り組みが必要ではないか。
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業の活用を含め土砂災害警戒区域の中に自主的に安全な拠点を作る取り組みが必要なのではないか。
- ・避難の実効性を上げるためには、地区住民が自主的に選んだ避難行動を取りやすい位置に一時避難所を設ける取り組みを支援したり、その場所やそこまでの避難経路の危険性を下げするためのハード対策を考えてもいいのではないか。
- ・土砂災害警戒区域内の住民に避難勧告が確実に伝わるような施策を着実に進める必要があるのではないか。
- ・土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域は基本的に住民が居住している箇所もしくは将来人が居住する可能性がある箇所に指定されるため、避難計画を立てる際に指定されていない箇所は安全だと誤解される可能性があるのではないか。
- ・各地の先進的な取り組みを他の自治体へ普及させる仕組みとして、総合土石流対策推進連絡会などのような協議のできる場を活用していくべきではないか。